

## 受診の際は健康保険証の持参を

オンライン資格確認の本格運用が2021年10月に開始されてから2年が経とうとしている。未だに紐付け誤りを含むトラブルが続出しているが、

This form is used for insurance holders to declare their qualifications. It includes sections for basic information, declaration of qualifications, and personal details. There are also checkboxes for various types of insurance coverage.

患者者が記入する「被保険者資格申立書」

国は不安払拭のため自治体による全データの総点検を今秋までに終了させることとしている。

一方、医療機関におけるオンラインへの対処法について、厚生労働省は7月10日に事務連絡を発出した。何らかのトラブルで資格確認ができないことによって患者が10割負担したり、医療機関が患者の申し出通りの負担割合で請求した結果無保険だった場合等に未収金が発生しないよう、本通知に則って対応することとされた。11ページに渡る文書では様々なトラブルへの対応方法が示されたが、通知の冒頭で「医療機関等には、事務的対応以上のご負担はおかけしないようにする」とした前置きからは程遠いほど、医療機関にも患者にも面倒な作業が列記されていた。

例えば、オンライン資格確認で「資

格（無効）」等と表示される場合には、次の①～③のいずれかの方法を取ることが示された。①持ち合わせた健康保険証を確認する、②患者自身のスマホでマイナポータルにアクセスし資格確認ができる画面を提示してもらう、③過去の受診時の資格情報に基づいて請求する。いずれの方法でも資格確認が行えない場合には、「被保険者資格申立書」（以下、申立書）を患者に記入させることで、10割負担ではなく、患者の申し出通りの負担割合で一部負担金を徴収することができる。申立書には保険種別・保険者等名称・事業所名・負担割合等の資格情報および氏名・住所等の個人情報を記入する欄が設けられており、患者は分かる範囲で記入する。医療機関はその内容をレセプト摘要欄に転記し、記号・番号欄は「不詳」で提出する。

過去の受診時の保険資格や申立書の情報によりレセプト請求が行われた場合は、審査支払機関が可能な限り直近

の保険者を特定し、振替請求を行う。万が一特定できなかったり、結果として無保険であったとしても、災害時の取扱いに準じて保険者等で按分して診療報酬が支払われるため、医療機関に返戻されることはない。ただし、特定作業等に時間を要するため医療機関への診療報酬の支払いが遅延する可能性がある。

その他、顔認証機能の不調やマイナカードの汚損など様々なトラブルにおける対処法が示されたが、どの対処法においても、「患者が今まで通り健康保険証を持ち合わせていれば対応可能」であるため、各医療機関においても患者に受診時には健康保険証の持参するよう呼びかけを行うなど対応されたい。

なお、保険医協会では「今まで通り保険証も持参ください」ポスターを会員医療機関に無料配布している。これまでに全国保険医新聞等に同封してきたものと同様だが、再送希望する方は事務局(Tel. 026-226-0086)へご連絡ください。

### ポスターは3種類

- ①「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、今まで通り保険証も持参してください」(下図)
- ②「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、当院はシステム整備中のため、今まで通り保険証も持参してください」
- ③「マイナンバーカードによる保険資格確認が始まっていますが、当院ではシステム整備が困難なため、今まで通り保険証も持参してください」

### 今まで通り保険証も持参してください



□政府の資格認証ネットワークシステムはまだ不安定です。保険証がなければ資格確認できないことがあるため、被保険者証をご持参いただけようお願いします。  
□限定期間適用認定証、公費負担医療の受給者はマイナンバーカードには反映されないため、これまで通り持参していただくことが必要です。  
□マイナンバーカードの取得は任意です。

院長

ポスター①

### 社会福祉施設等価格高騰対策支援事業

本紙前号で紹介した物価高に伴う令和5年度の支援事業については、本紙発刊時点ではまだ募集要項等が示されていない。公表され次第、本紙等で案内する。

【参考】支給額は、無床診療所等：9万円、有床医療機関：18万円+病床数×2万円など

提出書類等詳細は協会または県のホームページよりダウンロードできます。

保険医協会ホームページ <https://nagano-hok.com/unknown/13386.html>

県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20220726press.html>